

空家を放置しない。市のサポート

空家は放置が一番の問題

空家は放置していても見た目では問題が分かりづらく「とりあえずそのままでも大丈夫かな」と思われがちです。しかし、長い間放置しておくと、さまざまな問題が起る可能性があります。また、その問題は所有者だけにとどまらず、近隣住民を巻き込む問題になります。また、問題が大きくなるほど、所有者の負担や責任も重くなる可能性があるため、早めの対策が必要です。

市では空家対策として、危険な空家の調査や指導、空家バンク制度による空家の流通の他にも、空家対策につながるごみ処分や相続に関する支援、移住支援などもあります。詳しくは該当の市ホームページ（QRコード）をご覧いただきか、問合せ先へご相談ください。



空家バンク制度 ～空家を手放したい・活用したい人へ～

ホームページに空家等の情報を無料で掲載し、賃貸・売買を希望する所有者と活用希望者とのマッチングを図る制度です。

無償譲渡物件（0円または1万円未満の価格で譲渡する物件）も取扱っています。

●問合せ 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115



▲はしもとタックタック（市空家バンク公式TikTok）



依頼ごみ制度

～自分だけでは持ち込めないごみの処分に～

本人に代わり広域ごみ処理場まで、職員がごみを持ち込む制度です。制度の利用には、事前に環境美化センターに連絡し、収集日などの調整をする必要があります。また、ごみの量により手数料が異なります。

●問合せ 環境美化センター ☎33-1243

【注意点】

- ・市職員が屋内に入ることはできないため、荷物の屋外への搬出は事前に済ませてください。
- ・ごみの内容や日程によっては、お断りする場合があります。



不動産の相続準備支援制度

～相続の準備でお悩みの人へ～

相続準備をすることは、現状と将来のことを事前に整理でき、将来ご家族の負担を減らすことにつながります。

市では、次の支援を行なっています。

- 物件台帳の作成
- 物件位置図の作成
- 家系図の作成



他にも

固定資産税について

税務課 資産税係
☎33-3706



陶磁器のリサイクル市

生活環境課 ☎33-3702
橋本市衛生自治会
☎33-3715



空家を活用した移住支援について

シティプロモーション課
☎33-6106



●問合せ

建築住宅課 住宅係 ☎33-1115

より良い情報発信

本特集記事について 意見をお聞かせください

本特集記事について
意見をお聞かせください

本特集記事について
意見をお聞かせください

本特集記事について

意見をお聞かせください

本年度から、市の取組みをより分かりやすく市民の皆さんへお伝えしていくために、市役所各部署から選ばれた職員で広報戦略について会議を行い、より良い情報発信ができるよう取組みを進めています。

今回の特集は「今、市民の皆さんへ知らせたい情報・知らない情報を広報するための会議」をして、良い情報発信ができるよう取組みを進めています。

●問合せ
秘書広報課 広報広聴係
☎33-12676

今回の特集記事の感想や、今後広報で取り上げてほしい内容などについて意見を募集します。いただいた意見は、今後の情報発信の参考とさせていただきます。皆さんの意見をお聞かせください。



◀意見受付フォーム

